

中小企業経営者のみなさまへ

経営セーフティ共済

「経営セーフティ共済」は中小企業倒産防止共済制度の愛称です。

取引先の突然の倒産! まさかのときの資金調達先は 準備していませんか?

こんな悩みにお応えします

「売掛金が回収できなくなった。
資金ショートで連鎖倒産してしまう…」

加入し、掛金を積み立てておけば…

万が一取引先が倒産した場合、回収困難となった売掛金(被害額)相当の資金を調達できます。

「取引先の倒産」と
「商取引の事実」の
確認で迅速に貸付実行

当面の資金繰りに役立ち、
自社と社員を守れます。

●本制度の詳しい内容は、パンフレット等を必ずご覧ください。

本制度のお申し込みは

豊能町商工会

〒563-0219 大阪府豊能郡豊能町余野1008番地
TEL:072-739-1647 FAX:072-739-2285

法改正により、
さらに
パワー
アップ!

ポイント

1. 掛金(5千円～20万円)は税法上、損金(法人)もしくは必要経費(個人事業)に算入できます。
2. 解約はいつでも可能です。(12ヶ月未満は掛捨てです)
3. もし、取引先が倒産した場合、掛金の積立金の10倍の範囲内(最高8,000万円)で被害額相当の貸付けが受けられます。
4. 共済金の借入条件は、無担保、無保証人で5年(最初の6ヶ月は据え置き)の元金均等返済です。ただし、共済金の1/10に相当する額は、掛金総額から控除され、他の加入者が利用する貸付金の原資として充てられます。
5. 取引先の倒産とは、法的整理の申立て・銀行取引停止処分・私的整理 一部をいいます。(夜逃げは含まれません。)
6. 「中小企業倒産防止共済法」に基づき運営されています。

FAX送付状

資料請求等

FAX番号：072-739-2285

送付先：豊能町商工会

事業所名	
代表者名	
所在地	〒□□□-□□□□
電話	()

※ご記入いただきました上記氏名、住所等につきましては、
中小企業倒産防止共済制度の加入勧奨以外の目的には使用いたしません。

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）について

（いずれかに○印を付けてください。）

1. 加入したい
2. 制度の詳しい説明を受けたい
3. 制度の案内を送ってほしい

この方向に入れてください。